

物品貸出のルール

○貸出の目的

保有する物品の貸出を通じて、小林市内の公的団体（非営利団体、学校等を含む）が行う、地域貢献・地域活性を目的としたイベント事業や活動を支援します。

○貸出を希望する場合

貸出希望日の1ヶ月前～1週間前までに、「借用申請書」にイベント事業や活動の内容が分かるもの（事業計画書やチラシ等）を添えて、まつり小林実行委員会事務局へご提出ください。

「借用申請書」に記載している注意事項をよくお読みになり、ご同意の上でお申込ください。

なお、「借用申請書」はまつり小林実行委員会ホームページよりダウンロードできます。

○貸出について

- ・ 使用料は無料です。ただし、貸出期間に係る物品の維持管理に要する費用は、申請者側でご負担ください。（物品に使用する電池、クリーニング費用等）
- ・ 貸出期間は原則1週間以内とします。
- ・ 貸出対象者は、小林市内で活動する以下の団体となります。
 - (1) 公的団体
 - (2) 小・中学校、高等学校、専門学校
 - (3) NPO団体、市民活動団体
 - (4) まつり小林実行委員が属する団体
 - (5) その他、非営利目的で地域貢献活動を行う団体

○注意事項

- ・ 原則として、まつり小林実行委員会が使用しない期間に、物品をお貸しします。まつり小林実行委員会の使用を優先するため、災害等の緊急時もしくはまつり小林実行委員会で急遽使用する場合等、申請後でも物品貸出をお断りしたり、早期返却をお願いする場合がございますのでご了承願います。
- ・ 転貸はできません。
- ・ 貸出物品は、定められた場所から搬出し、同じ場所に貸し出された時と同じ状態で返却をお願いします。その際、必ず使用責任者が同行し、場所や数量の確認を行ってください。
- ・ 貸出物品の返却の際は、使用責任者が保管場所の鍵を返却し、完了報告をお願いします。
- ・ 貸出物品は、貸出時の原状回復（清掃、クリーニング等）をしてご返却ください。
- ・ 貸出物品を紛失・破損・汚損した場合、弁償をお願いします。
- ・ 貸出期間中の盗難や貸出物品による怪我、搬送中の事故等については、申請者側の責任となります。
- ・ 貸出期間に関わらず、貸出物品を必要としなくなった時は速やかに返却をお願いします。
- ・ 申請書に記載している注意事項を含め、厳守願います。

○提出先・問い合わせ先

まつり小林実行委員会事務局（小林市観光協会内） 営業時間 平日 9:00～17:30

〒886-0004 小林市細野 1829-16 KITTO 小林内 TEL: 0984-24-1920 FAX: 0984-22-8685